

振興会会則

- 第1条 本会は高知県立嶺北高等学校振興会と称する。
- 第2条 本会は嶺北高等学校の振興に協力することを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は嶺北高等学校におく。
- 第4条 本会は生徒の保護者並びに嶺北高等学校振興会の趣旨に賛同する有志をもって組織する。
- 第5条 本会は次の役員をおく。
会長1名、副会長3名以内、書記2名以内、会計2名以内、監査2名以内、評議委員若干名。
- 第6条 本会役員は総会において選任する。
- 第7条 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。
- 第8条 顧問は若干名とし会長が委嘱する。
- 第9条 顧問、役員の仕事は次のとおりとする。
会長は本会を統括する。副会長は会長を補佐し会長が事故あるときはその代理をする。監査は本会の会計を監査する。顧問・評議委員は会長の諮問に応じ重要事項を評議する。
- 第10条 必要に応じて支部を置くことができる。
- 第11条 総会は毎年度初めに会長が招集し、出席会員の過半数をもって決議する。
また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第12条 総会は必要に応じ嶺北高等学校PTA並びに嶺北高等学校体育後援会と合同で開催することができる。
- 第13条 役員会は会長、副会長、書記、会計、評議委員、顧問で組織し必要に応じて開催する。
- 第14条 会則の変更は総会において決定する。
- 第15条 各支部長は本部の評議委員となる。
- 第16条 本会は次の経費によって運営する。
イ 入会金 3,000円
ロ 会費は月額 150円
- 第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
なお、会計事務については会長が校長に委任する。

付 則

- 本会会則は昭和28年4月1日より実施する。
- 本会会則は平成5年5月29日より一部改正し実施する。
- 本会会則は平成23年4月29日より一部改正し実施する。
- 本会会則は平成27年4月25日より一部改正し実施する。